## 静岡県告示第597号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年7月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 静岡市葵区田代字小蛇眼1281の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)